

## 教職課程科目表[栄教一種]

栄養教諭一種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に基づき、教職に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、及び教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければなりません。これらの所定科目は、以下のとおりです。

### (1) 教職に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
教職に関する科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
教職の意義等に関する科目	2	教職論(中高・養・栄)	2°	1	「資格科目」
教育の基礎理論に関する科目	4	教育原理(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		教育・学校心理学(教育心理学)	2°	2	心理学科専攻科目
		教育制度論(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
教育課程に関する科目	4	道徳教育の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		特別活動の指導法(中高・養・栄)	2°	3	「資格科目」
		教育方法論(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
生徒指導及び教育相談に関する科目	4	生徒指導論	2°	2	「資格科目」
		教育相談(中高・養・栄)	2°	3	「資格科目」
栄養教育実習	2	学校栄養教育実習事前事後指導	1°	4	「資格科目」事前・事後指導
		学校栄養教育実習	1°	4	「資格科目」
教職実践演習	2	教職実践演習(栄養教諭)	2°	4	「資格科目」
法定最低修得単位数 栄教一種18単位		<b>必修合計単位数 栄教一種22単位</b>			

(注) 単位数欄の○印は必修。

## (2) 栄養に係る教育に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
養護に関する科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項	2	学校栄養教育論	2°	1	「資格科目」
・食に関する指導の方法に関する事項	2	学校栄養教育実践法	2°	2	「資格科目」
法定最低修得単位数 栄教一種4単位		<b>必修合計単位数 栄教一種4単位</b>			

(注) 単位数欄の○印は必修。

## (3) 第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
第66条の6に定める科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2°	1	全学共通科目
体育	2	生涯スポーツの科学	2	2～3	} 2単位以上 選択必修 (全学共通科目)
		健康・スポーツ科学実習A	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習B	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習C	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習D	1	1～3	
外国語コミュニケーション	2	英語会話Ⅰ	2°	1	全学共通科目
		英語会話Ⅱ	2°	1	全学共通科目
情報機器の操作	2	情報とコンピュータⅠ	1°	1	全学共通科目
		情報とコンピュータⅡ	1°	1	全学共通科目

(注) 1. 単位数欄の○印は必修。

2. 卒業に必要な単位及び教育職員免許法に定める(1)(2)の22単位に加え、(3)に定める最低必要単位を修得しなければ教育職員免許状授与の所要資格を得ることができない。